

射水市子育て世帯応援臨時給付金（児童手当受給者分）の支給について

1 趣旨

市単独事業として、国の「子育て世帯への臨時特別給付金」にさらに 1 万円を上乗せして支給するもの。

支給要件等については国の「令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領」に準じる

2 支給対象者

令和 2 年 4 月（3 月分を含む）分の児童手当の受給者

※ 特例給付の受給者は除く。

3 対象児童

平成 16 年 4 月 2 日から令和 2 年 3 月 31 日までに生まれた子ども

4 基準日

令和 2 年 3 月 31 日

5 支給額

対象児童 1 人当たり 1 万円

6 補正予算額

(1) 事業費（給付金支給額） 120,380 千円

(2) 事務費（他の給付金分を含む） 4,071 千円

7 支給方法

(1) 児童手当を市から受給している者（一般支給対象者）

本市の児童手当情報を活用し支給するため、事前に子育て特別給付金が不要である場合や銀行口座情報等を変更・廃止した場合は届け出てもらうことを前提に、令和 2 年 5 月 19 日までに連絡がないことをもって、本人の受給の意思を確認することで、改めての申請は要しないこととする。

※ 支給対象者：6,432 人、対象児童：10,736 人

(2) 児童手当を所属庁から受給している者（公務員支給対象者）

所属庁で児童手当受給証明書を受け取り、基準日において住所を有していた市町村へ申請する。

※ 対象児童：約 1,300 人

8 今後の予定

(1) 一般支給対象者 令和 2 年 5 月下旬に給付金を支給する予定

(2) 公務員支給対象者 令和 2 年 6 月中旬から申請の受付を開始し、随時支給する予定